

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成29年3月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第12号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(看護職員修学資金貸付条例施行規則の一部改正)

第1条 看護職員修学資金貸付条例施行規則(昭和37年岩手県規則第69号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(規則で定める施設等) 第1条の3 条例第2条第4号サの規則で定めるものは、次のとおりとする。 (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち乳児院、児童発達支援センター(主として重症心身障害児(同条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。))を通わせるものに限る。)及び情緒障害児短期治療施設 (2)～(12) [略]	(規則で定める施設等) 第1条の3 条例第2条第4号サの規則で定めるものは、次のとおりとする。 (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち乳児院、児童発達支援センター(主として重症心身障害児(同条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。))を通わせるものに限る。)及び児童心理治療施設 (2)～(12) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(知的障害者療育手帳交付規則の一部改正)

第2条 知的障害者療育手帳交付規則(昭和49年岩手県規則第57号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(療育手帳の交付の対象) 第2条 療育手帳(様式)は、次の各号のいずれかに該当する者であって、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に規定する知的障害者更生相談所(以下「相談所」という。)において知的障害者と判定されたものについて、本人又はその保護者(親権を行う者、配偶者、後見人その他の者で知的障害者を現に監護するものをいう。以下同じ。)に交付するものとする。 (1) [略] (2) 県外の障害児入所施設(児童福祉法第7条第1項に規定する障害児入所施設をいう。)又は指定発達支援医療機関(同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関をいう。)に入所し、又は入院している者であって、県から同法第24条の2第1項若しくは第24条の24第1項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、又は同法第27条第1項第3号若しくは第2項の規定による措置(同法第31条第4項の規定により同法第27条第1項第3号又は第2項に規定する措置とみなされる場合を含む。)が採られ	(療育手帳の交付の対象) 第2条 療育手帳(様式)は、次の各号のいずれかに該当する者であって、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に規定する知的障害者更生相談所(以下「相談所」という。)において知的障害者と判定されたものについて、本人又はその保護者(親権を行う者、配偶者、後見人その他の者で知的障害者を現に監護するものをいう。以下同じ。)に交付するものとする。 (1) [略] (2) 県外の障害児入所施設(児童福祉法第7条第1項に規定する障害児入所施設をいう。)又は指定発達支援医療機関(同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関をいう。)に入所し、又は入院している者であって、県から同法第24条の2第1項若しくは第24条の24第1項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、又は同法第27条第1項第3号若しくは第2項の規定による措置(同法第31条第5項の規定により同法第27条第1項第3号又は第2項の規定による措置とみなされる場合を含む。)が採ら

ているもの (3) [略]	れているもの (3) [略]
------------------	-------------------

備考 改正部分は、下線の部分である。

(社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例施行規則の一部改正)

第3条 社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例施行規則（平成5年岩手県規則第75号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
区 分	種 別	社会福祉施設等		区 分	種 別	社会福祉施設等	
		社会福祉士	介護福祉士			社会福祉士	介護福祉士
条例第2 条第1号 ア	[略]	県内の母子生活 支援施設、児童 養護施設、障害 児入所施設、児 童発達支援セン ター、 <u>情緒障害</u> <u>児短期治療施設</u> 、児童自立支援 施設、児童家庭 支援センター又 は児童相談所	[略]	条例第2 条第1号 ア	[略]	県内の母子生活 支援施設、児童 養護施設、障害 児入所施設、児 童発達支援セン ター、 <u>児童心理</u> <u>治療施設</u> 、児童 自立支援施設、 児童家庭支援セ ンター又は児童 相談所	[略]
[略]				[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第4条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第55号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">(情緒障害児短期治療施設の設備の基準)</p> 第14条 条例第88条第2項の <u>情緒障害児短期治療施設</u> の設備の基準は、男子用と女子用の便所を別にすることとする。ただし、少数の児童を対象として便所を設置するときは、この限りでない。	<p style="text-align: center;">(児童心理治療施設の設備の基準)</p> 第14条 条例第88条第2項の <u>児童心理治療施設</u> の設備の基準は、男子用と女子用の便所を別にすることとする。ただし、少数の児童を対象として便所を設置するときは、この限りでない。
<p style="text-align: center;">(情緒障害児短期治療施設の長の研修)</p> 第15条 <u>情緒障害児短期治療施設</u> の長は、2年に1回以上、条例第90条第2項に規定する研修を受けなければならない。	<p style="text-align: center;">(児童心理治療施設の長の研修)</p> 第15条 <u>児童心理治療施設</u> の長は、2年に1回以上、条例第90条第2項に規定する研修を受けなければならない。
2 前項の研修は、 <u>情緒障害児短期治療施設</u> の長の資質の向上のために厚生労働大臣が指定する者が行う研修とする。	2 前項の研修は、 <u>児童心理治療施設</u> の長の資質の向上のために厚生労働大臣が指定する者が行う研修とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。